令和８年度社会福祉法人の指導監査方針

第１　基本方針

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手として税制上の優遇措置や補助金等を受ける公益性の高い法人である。

社会福祉法人が今後も福祉の重要な担い手として地域住民の期待に応える存在であり続けられるように、本年度は、次の事項を指導監査の基本方針として定める。

１　経営組織のガバナンス強化

２　事業運営の透明性の向上

３　財務規律の強化

第２　重点指導事項

基本方針に基づく指導監査を効果的かつ効率的に実施するため、重点指導事項を以下のとおり定める。

１　法人運営

(1) 評議員・役員の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されていること。

(2) 評議員会・理事会の招集が適正に行われていること。

(3) 評議員会・理事会の決議が適正に行われていること。

(4) 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が職務の執行状況について、理事会に報告をしていること。

(5) 評議員等の報酬等の額及び支給基準が法令に定めるところにより定められていること。

２　事業

(1) 定款に従って事業を実施していること。

(2) 「地域における公益的な取組」を実施していること。

３　管理

(1) 経理規程を制定し、経理規程に定める手続が行われていること。

(2) 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されていること。

(3) 計算関係書類及び財産目録が法令に基づき適正に作成されていること。

(4) 契約等が適正に行われていること。

(5) 利用者預り金等が適切に管理されていること。

(6) 法令に定める情報の公表を行っていること。

(7) 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。

(8) 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。

(9) 法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていること。

(10) 受託している団体会計が適切に管理されていること。

(11) 基本財産を担保に供する際、適切な手続きにより行われていること。